

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

清潔で快適な生活環境の保全と持続可能な社会の実現に向けて

世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症は、人々の生活様式を一変させ、国内外において社会的・経済的に大きなダメージをもたらしています。感染拡大の影響は廃棄物分野にも及び、緊急事態宣言に伴う飲食店等への休業要請と不要不急の外出自粛により、事業系ごみが減少する一方、家庭から排出されるごみの量は大幅に増加しています。

私たちは、この危機の中、「誰一人取り残さない」を理念に、社会・経済・環境の3つのバランスが取れた社会をめざす「持続可能な開発目標（SDGs）」の意義を再認識することとなりました。世界が新たな感染症の脅威にさらされた令和2（2020）年は、SDGsの目標年である令和12（2030）年に向けた「行動の10年」がスタートした年でもあり、コロナ禍を乗り越えながら、SDGsの目標達成に向けた取組を加速していく必要があります。

今回策定した「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」は、基本理念「環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素社会形成への総合的な取組を、区民・事業者とともに推進します」のもと、区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を果たし、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rをこれまで以上に強力に進めていく内容としています。また、海洋プラスチック問題や食品ロスへの対応、災害発生時における迅速かつ適正な廃棄物処理など、SDGsに密接に関わる取組も強化しています。総排出量、資源化率、温室効果ガスの排出量など、本計画で掲げた12の数値目標の達成に向けて、施策を着実に推進し、SDGsの目標達成にも貢献していきます。

日常に密着した清掃リサイクル事業を担う区として、感染症の影響下においても事業を継続する中、区民の皆さんから多くの激励のメッセージをいただき、大変感謝しております。区は、どのような状況下にあっても、区民生活と事業活動を支えるため、常に安定した事業を継続し、清潔で快適な生活環境の保全に全力で取り組んでまいります。

本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました港区環境審議会の委員の皆さん、数多くの貴重なご意見をいただきました区民の皆さんに、改めて厚く御礼申し上げます。



港区長

武井雅昭

令和3（2021）年2月



目次

第1章 計画の概要と策定の背景 1

01 計画の概要	2
1 計画の位置付け	2
2 計画策定の背景	4
3 計画期間	7
02 港区の状況	8
1 人口・事業所等の状況	8
2 港区のまちづくりの状況	10
03 ごみ・資源の現状	12
1 区のこれまでの取組	12
2 ごみ・資源の排出の実態	13
3 清掃リサイクル事業に関わるコスト	14
4 用語の定義	15
5 対象となる廃棄物	15
6 分別区分	16

第2章 ごみ処理基本計画 25

01 基本理念・基本方針	26
1 基本理念	26
2 基本方針	27
02 数値目標	28
03 目標達成に向けた取組	36
1 事業系ごみの発生抑制	36
2 プラスチックの使用抑制と資源循環	42
3 食品ロスの削減	48
4 資源回収の拡大	56
5 持続可能な集団回収制度の構築	62
6 安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善	66
7 災害等への対応力の向上	72
8 効果的な普及・啓発と環境学習の充実	76
04 計画の進行管理	82

第3章 生活排水処理基本計画 83

01 生活排水処理の現状	84
02 生活排水処理基本計画	85

参考資料 87

01 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例	88
02 港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）策定方針	99
03 港区環境審議会への諮問	104
04 港区環境審議会からの答申	106
05 港区環境審議会	133
06 港区環境調整委員会	135
07 審議経過等	136

第1章

計画の概要と策定の背景



1 計画の位置付け



一般廃棄物処理基本計画とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定に基づき、区市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ・生活排水処理の推進を図るための基本的な方針として定めるものであり、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成されます。

ごみ処理基本計画は、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定め、生活排水処理基本計画は、

区域内の生活排水や汚泥をどのような方法で、どの程度処理していくのか等の生活排水処理に関わる基本方針を定めるものです。

また、令和元（2019）年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」といいます。）では、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定が求められており、食品ロスの削減の推進は「港区一般廃棄物処理基本計画」で定める施策・取組と密接に関連することから、「港区一般廃棄物処理基本計画」に包含して策定しました。

そのほか廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では、地方公共団体の役割として災害廃棄物処理計画の策定が求められており、区でも策定に

向けた準備を進めています。

なお、「港区一般廃棄物処理基本計画」の策定に当たっては、上位計画である「港区基本計画」、「港区環境基本計画」や国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合の計画等と整合を図りました。



図 1-1 計画の位置付け

区では、平成 24 (2012) 年3月に「港区一般廃棄物処理基本計画 (第2次)」(平成 24(2012)年度～令和3(2021)年度)(以下「前回計画」といいます。)を策定し、平成 29 (2017) 年3月の中間見直しを経て、ごみの減量・資源化を促進するための各種施策を展開してきました。

「港区一般廃棄物処理基本計画 (第3次)」(以下「本計画」といいます。)は、前回計画に基づく取組の成果と課題に加え、この間に生じた一般廃棄物処理行政を取り巻く環

境の変化や新たな課題を踏まえて策定しました。

区は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による廃棄物行政への影響を注意深く観察し、人口動向や財政状況に応じて、優先的・重点的に取り組むべき課題を見極めた上で、本計画に計上した事業等の実施について柔軟に対応していく必要があります。

近年の主な環境の変化と新たな課題を以下に示します。

SDGs の実現に向けた動き

平成 27 (2015) 年9月の国連総会において、社会・経済・環境の三つのバランスが取れた社会をめざすための「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」が採択されました。廃棄物・資源循環分野においても、主に目標 12「つくる責任つかう責任」で生産と消費を持続可能な方法で行っていくこと、目標 14「海の豊かさを守ろう」でプラスチックごみなどによる海の汚染を減らすこと等が目標として掲げられており、令和2 (2020) 年から「行動の 10 年 (Decade of Action)」がスタートしています。

● SDGs の 17 の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターWEBサイト

有害廃棄物の国境を越える移動と処分に関する規制強化

アジア各国で資源化されていたプラスチック類や古紙類などは、中国をはじめとする各国の輸入規制に加え、令和3（2021）年1月には、特定品目について輸出時に輸入国の同意を必要とする「バーゼル条約*附属書」が改正され、汚れたプラスチックごみなどが新たに特定品目へ追加されました。これまで以上に、国内資源循環の推進や分別排出の徹底によるごみ減量が求められます。

※「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」

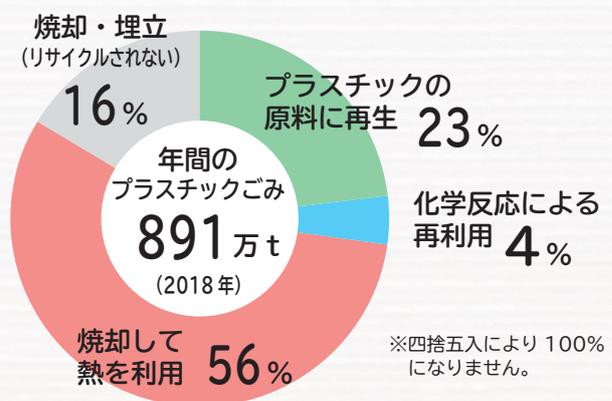
食品ロスの削減に向けた取組

日本国内で約 640 万 t 廃棄されている食品ロスについては、令和元（2019）年 10 月に食品ロス削減推進法が施行され、令和 12（2030）年までに家庭系・事業系ともに食品ロス量を半減させることが数値目標として掲げられました。多様な主体が連携した上で、食品ロス削減の取組を推進していくことが求められています。

プラスチック問題への対応

国は、令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、海洋プラスチック問題をはじめとする幅広い問題に対応するため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則として、ワンウェイプラスチックの使用削減、プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収とリサイクルなどを総合的に推進していくことを掲げています。

● 日本のプラスチックごみのリサイクル



出典：（一社）プラスチック循環利用協会
「プラスチックリサイクルの基礎知識 2020」を基に作成

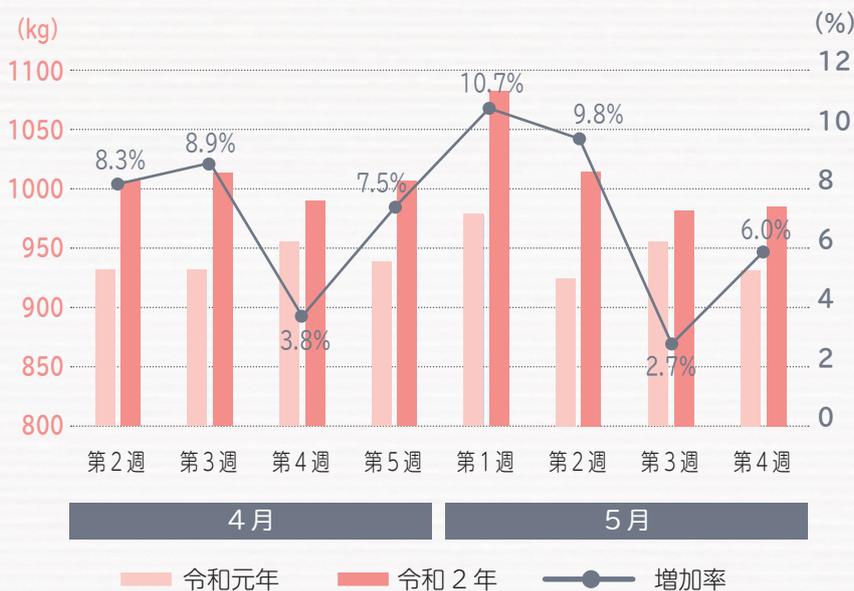
サーキュラー・エコノミー分野の動き

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形な経済（線形経済）に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済を指す「サーキュラー・エコノミー」（循環経済）の考え方が浸透し始めています。循環性と収益性を両立するシェアリングやサブスクリプション等の新しいビジネスモデルの進展を注視していく必要があります。

感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活様式を一変させ、国内外において社会的・経済的に大きなダメージをもたらしました。健全な区民生活を維持し、経済活動に必要な社会インフラである清掃事業は、徹底した感染予防策を講じながら緊急事態宣言の状況下においても事業を継続してきました。一方、外出自粛に伴い、マスクやプラスチック容器など使い捨て型製品を中心に

家庭から排出されるごみ・資源は増加し、事業所から排出されるごみ・資源は減少しました。「新しい生活様式」の普及・定着により、家庭でのライフスタイルの変容に加え、企業のビジネススタイルにも大きな変革をもたらすことが想定されることから、ごみ・資源の排出実態を注視する必要があります。



● 収集職員へのメッセージ



図 1-2 緊急事態宣言期間（令和2年4月7日～5月25日）における可燃ごみ収集量の比較と増加率

自然災害への対応

近年、地震・風水害・土砂災害等が全国各地で多発し、一時的に大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞し、被災地の生活再建に支障が生じた事例も見られています。このような非常時の状況下においても、まずは健全な区民生活を維持することが大前提となるため、清潔で快適な生活環境の保全を担う清掃事業を継続することが求められます。

ICTの急速な進展

IoTやロボット、AI、ビッグデータ、これらを結ぶ5Gなど、社会のあり方に影響を及ぼす技術革新の進展は、ごみの減量や資源の有効利用、清掃事業の効率化などにつながる可能性があります。



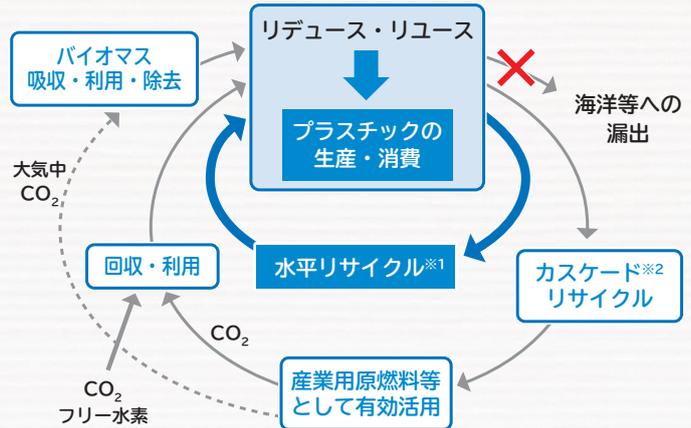
東京 2020 大会の開催

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、大会期間中のまちの美観維持や来街者・通行車両の増加等への備えを万全なものとする必要があるほか、大会開催を契機に事業活動の変革・転換が想定され、ごみ・資源の排出量や質の変化も考えられます。

2050 年脱炭素社会の実現をめぐる動き

国は、2050 年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しました。東京都は、「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、2050 年までの排出削減に向けたロードマップを示しています。「港区環境基本計画」では、脱炭素社会の実現に貢献するため、2050 年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロを達成することをめざしており、廃棄物・資源循環分野においてもプラスチックを中心に、ごみの焼却を減らすための更なる取組が求められます。

- プラスチック政策に関する 2050 年のめざすべき姿
CO₂実質ゼロのプラスチック利用
(カーボン・クローズド・サイクル)



- ※1 水平リサイクル：元のプラスチックと同等の品質に戻すリサイクル
- ※2 カスケードリサイクル：品質が低下した樹脂を他の用途で使うリサイクル

出典：東京都「ゼロエミッション東京戦略」

3 計画期間

本計画は、上位計画の計画期間との整合を図りながら、施策を展開していくため、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年計画として策定し、中間年度に当たる令和8（2026）年度に中間の見直しを行うこととします。

なお、ごみ・資源の排出量などの推計値と実態が大きく乖離し、数値目標の修正や施策の見直しが必要となる場合は、3年ごとに行われる「港区基本計画」及び「港区環境基本計画」の見直しに併せて、増補版の作成などにより柔軟に対応します。

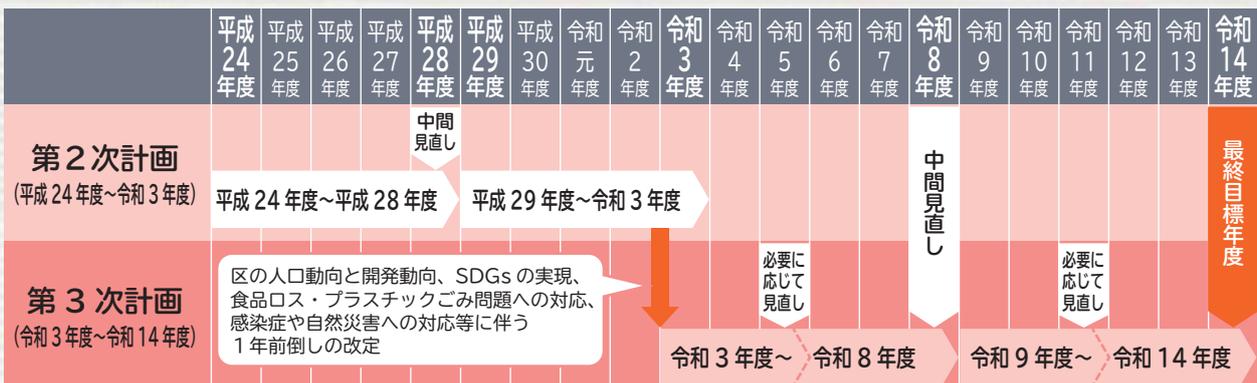


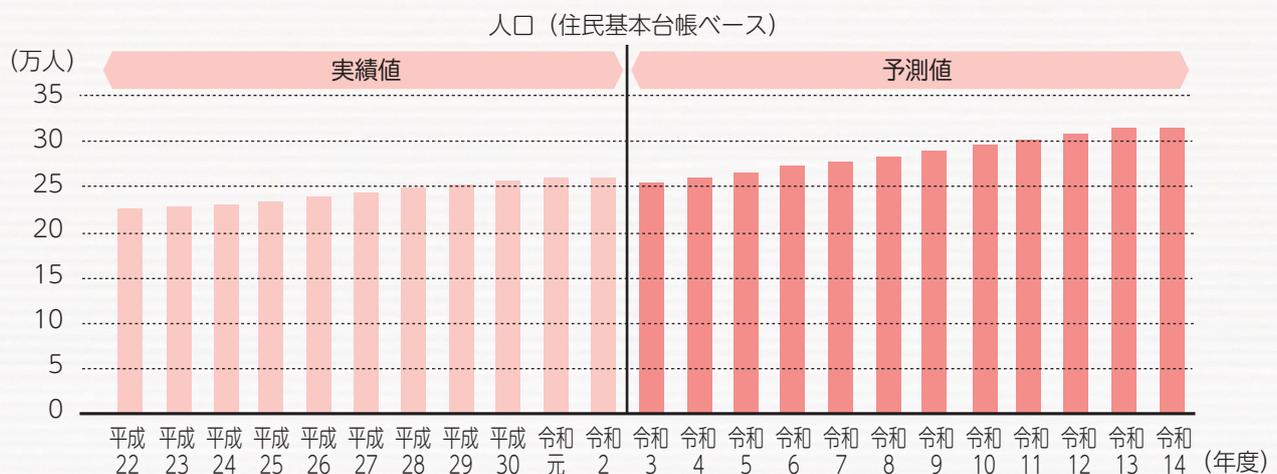
図 1-3 計画期間



令和 11（2029）年度には 30 万人を超えると予測

港区の人口は、平成 24（2012）年以降、毎年約1～2 % のペースで増加していましたが、令和 2（2020）年5月1日の 262,239 人をピークに減少に転じ、令和 2（2020）年 10 月1日現在で 259,893 人となっています。将来人口推計では、新型コロナウイルス

感染症の感染拡大に起因すると思われる減少傾向が令和 3（2021）年度まで続き、令和 4（2022）年度からは再び増加に転じ、令和 11（2029）年度には 30 万人を超えると予測されています。



※「港区人口推計」（令和 2 年 10 月）に基づく総人口の推移

※令和 14 年度の人口推計値は「港区まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 28 年 3 月）で採用した推計値から人口の増減率を設定し算出

図 1-4 人口の現状及び予測

約 9 割が集合住宅に居住

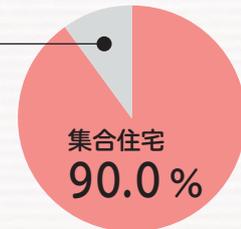
居住実態としては、区民の約9割が集合住宅に住んでおり、総人口に占める外国人人口の比率が約8%と高くなっています。また、転入・転出人口がともに毎年2万人以上で推移していることや、昼夜間人口比率が3.9倍と高いことが特徴となっています。



居住実態

一戸建・長屋建等
10.0%

約 9 割が
集合住宅に居住



出典：「港区住宅基本計画（第4次）」

3 業種で全体の約半数を占める

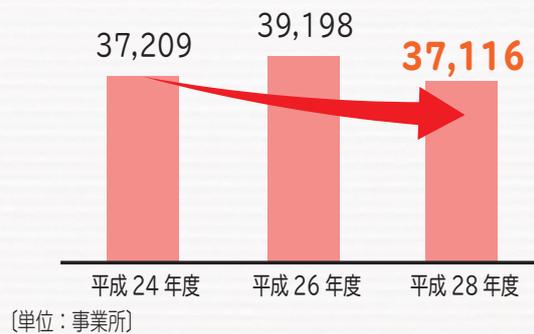
事業所数は近年微減傾向にあり、平成28（2016）年6月時点で37,116の事業所が立地しており、業種としては、卸売業や小売業を営む事業所が最も多く、次いで宿泊業や飲食サービス業、学術研究や専門・技術サービス業の事業所が多い状況です。

特徴的な点として、食品廃棄物の排出が多い「宿泊業・飲食サービス業」と、紙類の排出が多い「学術研究、専門・技術サービス業」の占める割合が全国平均・東京都平均と比較して高いことが挙げられます。



事業所数の推移

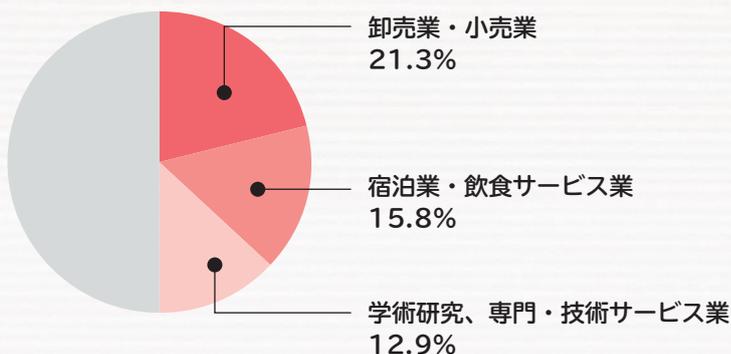
港区の事業所は
近年微減傾向



出典：総務省「経済センサス」を基に作成



区内事業所の業種の特徴



「卸売業・小売業」
「宿泊業・飲食サービス業」
「学術研究、専門・技術サービス業」
が約半数

出典：総務省「経済センサス」を基に作成

2

港区のまちづくりの状況

大規模開発事業によるごみ排出量への注視が必要

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えて進められてきた複数の大規模な開発事業が完成に近づきつつあります。

令和3（2021）年度以降は、高輪ゲートウェイ駅周辺の車両基地跡地再編事業、虎ノ門・麻布台地区などにおける大規模な開発が予定されています。

まちの発展により人口・事業所数が増加し、ごみの排出量にも大きな影響を与えることから、今後もまちづくりの状況を注視し続ける必要があります。



出典：森ビル（株）「虎ノ門・麻布台プロジェクト イメージ」



出典：(株) 世界貿易センタービルディング「浜松町二丁目4地区A街区 イメージ」



出典：東日本旅客鉄道(株)「品川開発プロジェクト(第I期) イメージ」



出典：野村不動産グループ、東日本旅客鉄道(株)「芝浦一丁目地区 イメージ」

1 区のこれまでの取組

全国に先駆けた様々な取組

区は、全国に先駆けて全てのプラスチックを資源として回収し、リサイクルしているほか、区有施設での古着の拠点回収やフードドライブの実施、不燃ごみや粗大ごみに含まれる金属等のピックアップ回収、排出量の多い木製粗大ごみのパーティクルボードへの再資源化、障害者就労支援施設と連携したコード類に含まれる銅線の回収（「区が回収した資源・ごみの処理の流れ」18～19ページ参照）など、家庭ごみの減量と資源化に取り組むとともに、事業系ごみの削減に向けて、延床面積が1,000㎡以上の事業用大規模建築物に対して、廃棄物等の再利用計画書の提出を義務付け、立入調査による排出指導等を実施するなど、様々な施策を展開してきました。

特別区で最高水準の資源化率

こうした取組の成果は、一人1日当たりのごみ排出量の減少や特別区（東京23区を「特別区」といいます。）で最高水準の資源化率などに現れています。一方、人口の増加や都心特有の活発な事業活動を背景に、家庭や事業者が排出するごみの総量やプラスチックの可燃ごみへの混入に伴う温室効果ガス排出量は増加を続けています。前回計画で掲げた四つの数値目標（総排出量、資源化率、可燃ごみ量、温室効果ガス排出量）の達成状況は図1-5のとおりです。

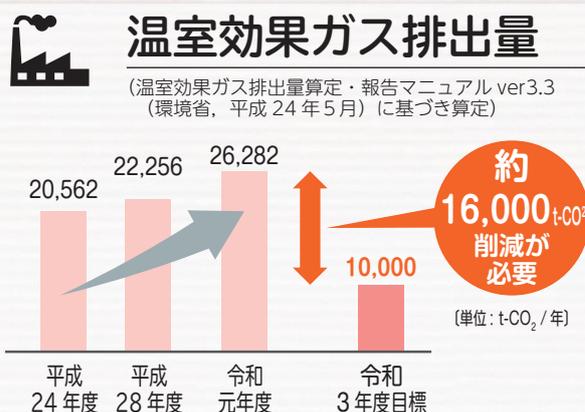
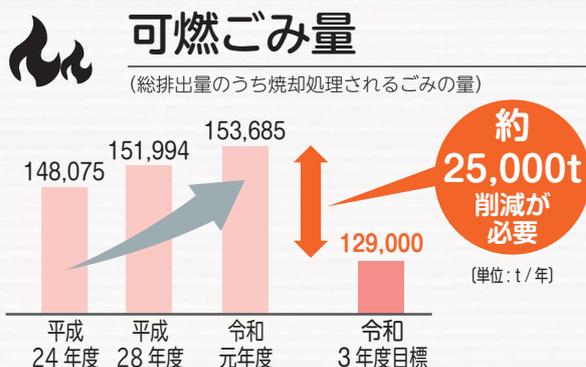
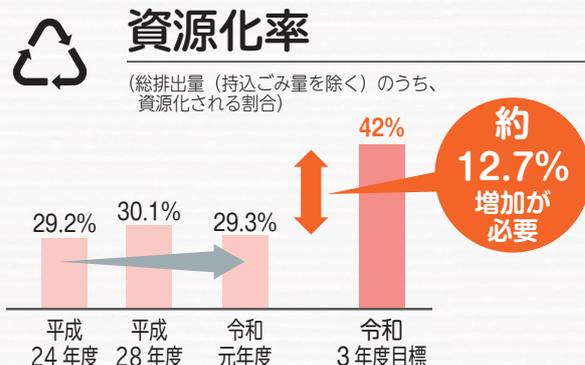
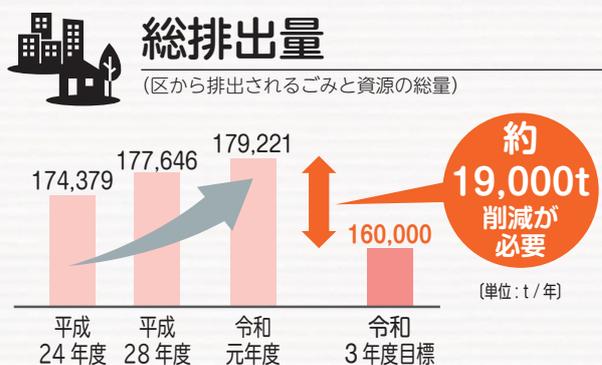


図1-5 前回計画の目標達成状況

2

ごみ・資源の排出の実態

事業者の意識向上や行動の変容が求められる

前回計画に基づく取組の成果は、一人1日当たりのごみ排出量の減少や特別区で最高水準の資源化率などに現れています。一方、人口の増加や都心特有の活発な事業活動を背景に、家庭や事業者が排出するごみの総量は増加傾向にあり、特に持込ごみは、港区の地域特性を反映し、総排出量全体の約6割を占めていることから、発生抑制と適正処理の推進を図ることが課題です。令和元（2019）年度に実施した「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）策定等に係る基礎調査」（以下「基礎調査」といいます。）においては、「『自己処理責任』という言葉を知らなかった」と答えた事業者が61.6%に上り、事業者の意識の向上や行動の変容が求められます。



総排出量の約6割を占める
持込ごみ量は高止まり



約6割の事業者が『自己処理責任』
という言葉を知らない状況

Q 「自己処理責任」という
言葉をご存知でしたか？



9割以上が「きちんと分別している」
「だいたいは分別している」と回答

Q 区民の
ごみと資源の
分別状況は？



出典：「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）策定等に係る基礎調査報告書」

区民意識と排出実態にはギャップ

区民のごみと資源の分別状況に関しては、9割以上の区民が「きちんと分別している」、「だいたいは分別している」と回答している一方、平成 30（2018）年度に実施したごみ排出実態調査では、区収集可燃ごみ・不燃ごみに、紙類やプラスチック類などの資源が一定量含まれていることが確認されたほか、資源プラスチックにもリサイクルに適さない汚れたプラスチックや繊維類、生ごみ等が混入しており、区民意識と排出実態にギャップが生じています。

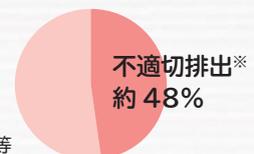


適正排出が徹底されておらず、
ごみ中への資源混入や資源中への
ごみの混入が確認

可燃ごみの排出実態



資源プラスチックの
排出実態



※汚れたプラスチック等

出典：「港区ごみ排出実態調査報告書」（平成 30 年度）

図 1-6 ごみ・資源の排出の実態

3

清掃リサイクル事業に関わるコスト

区民一人当たりの清掃事業コストは 15,191 円

令和元（2019）年度のごみや資源の処理に要した清掃事業コストは、45 億 8,338 万円で、廃棄物処理手数料や資源の売却等清掃事業に関する収入を差し引いた区民一人当たりの純コストは 15,191 円（年額）となっています。

また、1 kg 当たりの処理に要したコストで見ると、ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）は 74 円、資源（資源プラスチック、古紙、びん、缶、ペットボトル）は 52 円でした。

区が収集したごみは、東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理を行うため、清掃工場や不燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設に搬入しています。清掃工場では、可燃ごみの焼却処理を行った上で、焼却灰の一部をセメント原料などに再資源化し、また、不燃ごみや粗大ごみは中間処理施設で破碎処理を行い、鉄やアルミニウムなどの金属を回収してリサイクルしています。このような中間処理を行った上で、最終的に残ったごみは、東京都が管理する中央防波堤外側埋立処分

場・新海面処分場で埋立処理を行います。なお、木製粗大ごみや不燃ごみに含まれる蛍光灯などの再資源化については、全て区が民間事業者へ委託して処理を行っています。

令和元（2019）年度のごみの収集や資源の回収・中間処理など、区が実施する清掃リサイクル事業に要する経費は以下のとおりです。

清掃事業コスト	(単位：千円)
人件費等	1,014,882
事業経費	2,992,841
維持管理費	454,803
減価償却費	120,856
合計	4,583,381

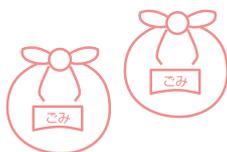
清掃事業に関する収入	(単位：千円)
使用料等	442,598
国庫（都）支出金	2,528
その他収入	159,348
合計	604,474

出典：「港区財政レポート」

区民一人当たり 15,191 円



ごみ 1kg 当たり 74 円



資源 1kg 当たり 52 円



厳しい財政状況下でも清掃事業を常に安定・継続へ

資源については、古紙は事業者へ売却し、資源プラスチック、びん、缶、ペットボトルは、港資源化センターで異物の除去や圧縮、梱包等の中間処理を行った上で、容器包装リサイクル法により製造者等の事業者が費用を負担するべきものについては、日本容器包装リサイクル協会へ引き渡し、その他については、区が民間事業者へ再資源化を委託し処理を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい財政状況下にあっても、清掃事業を常に安定して継続していくとともに、不断の内部努力による人件費や物件費等の経常的経費の縮減に取り組む必要があります。

4 用語の定義

「ごみ」と「資源」の違い

区で発生する“ごみ”は大きく「家庭ごみ」と「事業系ごみ」の2種類に分かれます。「家庭ごみ」は区内の家庭から排出される「可燃ごみ（燃やすごみ）」、「不燃ごみ（燃やさないごみ）」、「粗大ごみ」の合計を指し、「事業系ごみ」は区内に立地する事業所から排出される一般廃棄物を指します。「事業系ごみ」のうち、排出事業者自ら、若しくは、区の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が東京二十三区清掃一部事務組合施設に搬入するごみを「持込ごみ」といいます。

一方、区で回収している“資源”は、区内

の町会・自治会や任意の団体等が自主的に回収した資源を回収業者に引き渡す「集団回収」、区が週1回の頻度で回収する「集積所回収」、区が各拠点施設から回収する「拠点回収」、区が収集した不燃ごみ・粗大ごみから中間処理施設で選別する「ピックアップ回収」、区が開催する各種イベント時に回収する「イベント回収」に分けられ、これらの合計が「資源回収量」です。

区で発生する全てのごみと資源の合計を「総排出量」といい、本計画での「資源化率」は「資源回収量」を「総排出量」から「持込ごみ」を除いたもので除して得られる値とします。

5 対象となる廃棄物

本計画では「一般廃棄物」と「あわせ産廃」が対象

本計画では、区内で発生する「一般廃棄物」及び「あわせ産廃」を対象とします。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に大別され、産業廃棄物は廃棄物処理法施行令で定められた20種類などを指し、一般廃棄物はそれ以外の廃棄物を指します。一般廃棄物は市区町村が処理について責任を有し、産業廃棄物は排出事業者自らの責任で適切に処理することが義務付けられています。

あわせ産廃とは、産業廃棄物のうち、廃プ

ラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く。）、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員の数が20人以下の事業所から排出されるもの、又は、1事業所当たりの平均排出量が50kg/日未満のものです。一般廃棄物の処理に支障が生じない範囲において、家庭ごみと事業系ごみと合わせて区が収集しています。

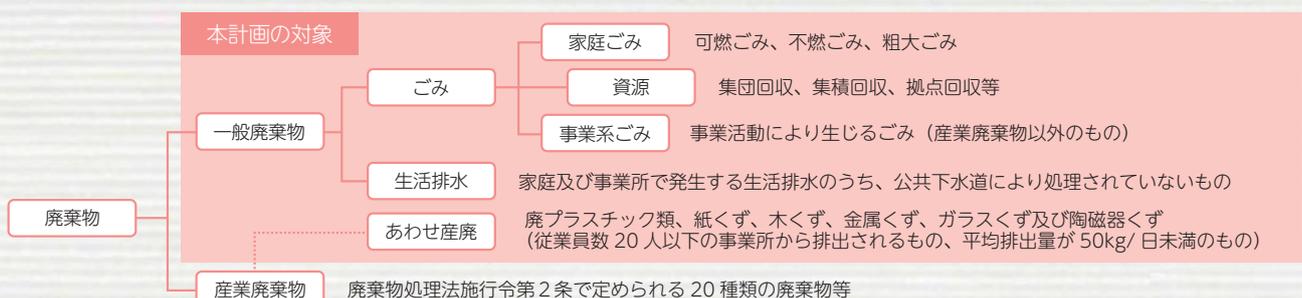


図 1-7 本計画で対象となる廃棄物

6

分別区分

区で排出されるごみと資源の分別区分を表1-1に示します。

表1-1 現行のごみと資源の分別区分表（令和2年4月1日）

種類	分別区分	排出者	収集主体	収集頻度	
家庭ごみ	区収集ごみ	区民	区	可燃ごみ (燃やすごみ)	2回/週 ^{※2}
				不燃ごみ (燃やさないごみ)	2回/月 ^{※2}
				粗大ごみ	申込制
資源	集団回収	区民 ^{※1}	町会・自治体 等の実践団体	古紙	団体ごとに 異なる
				布類	
				金属類	
				びん類	
				その他	
	集積所回収	区民	区	資源プラスチック	1回/週
				古紙	
				びん、缶	
				ペットボトル	
	拠点回収	区民	区	使用済み小型家電製品	随時
				ペットボトルキャップ	
				古着	
				廃食用油	
				使用済み蛍光灯	
	イベント回収	区民	区	使用済み小型家電製品	イベント 開催時
				古着	
				廃食用油	
				ふとん	
	ピックアップ 回収	区民	区	金属製品等	収集した 不燃ごみ・ 粗大ごみから のピックアップ
コード類					
使用済み蛍光灯					
ふとん					
廃木材					

※1：中小企業基本法上の小規模企業者を含む

※2：新橋、六本木の一部の繁華街地域については、可燃ごみは3回/週、不燃ごみは1回/週

種類	分別区分	排出者	収集主体	収集頻度	
事業系ごみ	持込ごみ（可燃ごみ）	多量排出事業者※3	一般廃棄物収集運搬業者	随時	
	区収集ごみ	少量排出事業者※4	区	可燃ごみ（燃やすごみ）	2回/週※2
				不燃ごみ（燃やさないごみ）	2回/月※2
事業系資源	集積所回収			資源プラスチック	1回/週
		古紙			
		びん、缶			
		ペットボトル			

※3：多量排出事業者とは、一般廃棄物収集運搬業者にごみ処理を委託又は自己処理をしている事業者
 ※4：少量排出事業者とは、事業系ごみを行政収集に出している事業者

ごみや資源を運ぶ車両

区では主に家庭から出るごみや資源を効率的に収集して、清掃工場などの中間処理施設へ運搬するため、ごみや資源の特性に応じて様々な車両を使用しています。車両には区が所有するものと、民間が所有し区が業務委託を行っているものがあります。

現在、区内で活躍している主な車両をご紹介します。



①小型プレス車
可燃ごみや資源プラスチックの運搬に使用しています。



②新大型特殊車
可燃ごみや資源プラスチックの運搬に使用しています。



③軽小型貨物車
不燃ごみや狭小路地のごみ、資源の運搬に使用しています。



④小型ダンプ車
粗大ごみの運搬に使用しています。

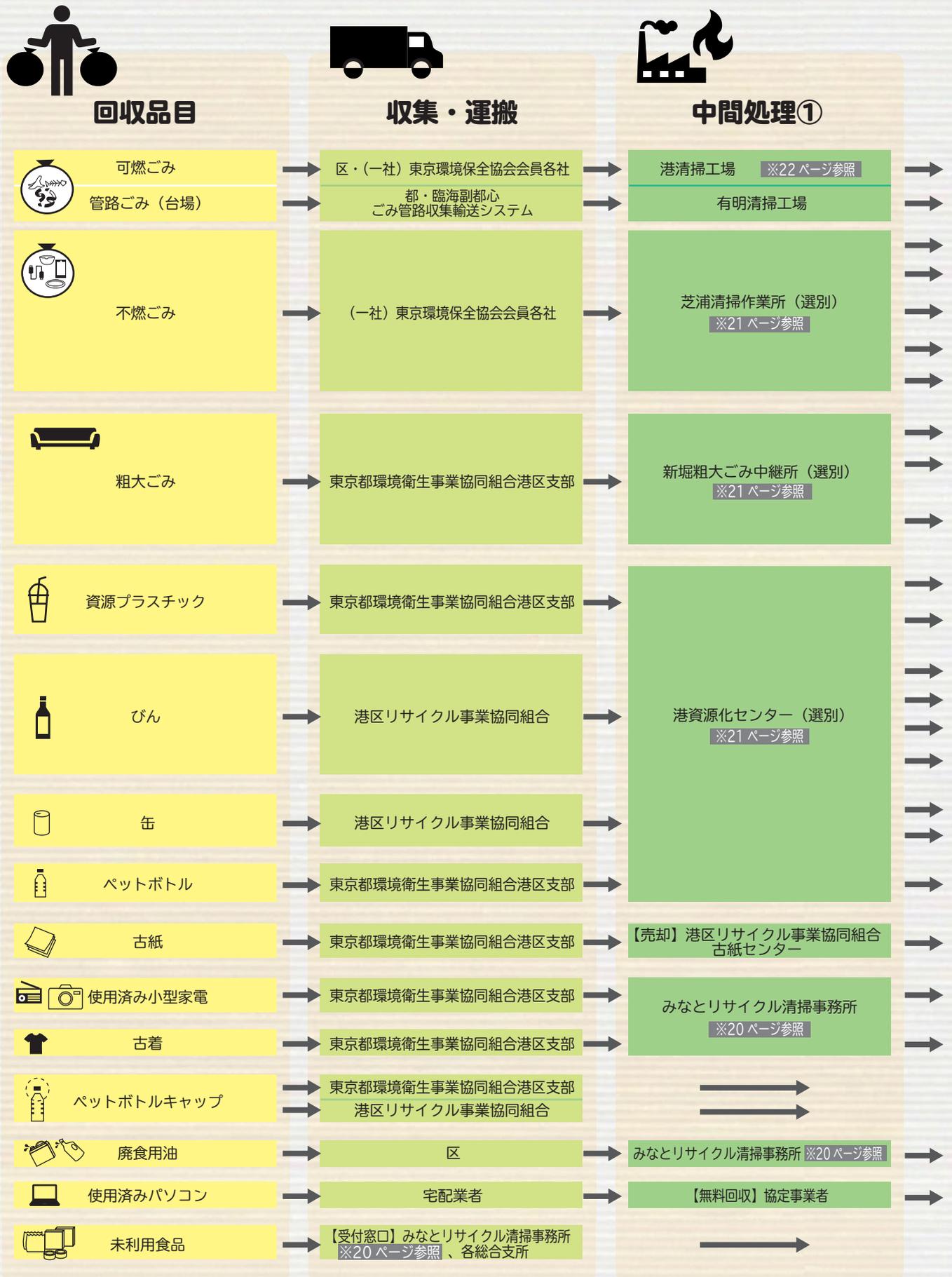


⑤平ボディ車
古紙やびん、缶の運搬に使用しています。



⑥一般廃棄物収集運搬業許可車両
事業所から排出されるごみは家庭ごみとは異なり、事業者の自己処理責任により適正に処分することが義務付けられています。多くの事業者は、区以外のごみの収集運搬を許可された事業者と契約を結びごみの処分を委託しています。これらのごみを運搬する車両を「一般廃棄物収集運搬業許可車両」と呼んでいます。

区が回収した資源・ごみの処理の流れ





清掃関連施設

区の施設

1 | みなとリサイクル清掃事務所

区の清掃事業に関する企画、調整や計画策定などを行うほか、ごみや資源に関する各種相談や手続を行っています。

建物内には、事務室のほか、清掃車両の駐車スペース、自動車整備場、天然ガススタンド、洗車場、収集職員の詰所などがあります。



所在地	港南3-9-59
敷地面積	4,195.10㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階 延床面積 10,438.98㎡
完成年月	平成6（1994）年3月

2 | みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所



麻布地区・赤坂地区の狭小路地に出された資源を小型プレス車等に積み替える施設です。

また、麻布地区・赤坂地区から寄せられたごみに関する相談への対応も行っています。老朽化により、現在地で麻布いきいきプラザとの合築による建替え（令和6（2024）年4月開設予定）を計画しています。

所在地	元麻布3-9-6
敷地面積	734.74㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階 延床面積 870.0㎡
完成年月	昭和41（1966）年2月

3 | 港資源化センター



区が回収する資源プラスチック、びん、缶、ペットボトルの中間処理（リサイクルできるように選別・圧縮・梱包など）を行う施設です。

中間処理の仕組みがわかるよう見学者用の通路を設けているほか、圧縮した資源などの展示や家具のリサイクル展も実施しています。

所在地	港南5-7-1（港清掃工場の敷地内）
敷地面積	2,443.71 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地上3階 延床面積 4,237.54 m ²
完成年月	平成11（1999）年3月

4 | 芝浦清掃作業所



不燃ごみの積み替え作業の様子

区が収集する不燃ごみを大型車に積み替える施設です。資源化が可能な金属類、蛍光灯などをピックアップ回収するとともに、発火するおそれのあるスプレー缶やライターを安全に破砕処理しています。

また、毎週日曜日には、粗大ごみの直接持込みの受入れを行っています。

所在地	港南3-1-18
敷地面積	1,004.43 m ²
構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地上2階 延床面積 1,091.70 m ²
完成年月	平成5（1993）年8月

5 | 新堀粗大ごみ中継所



粗大ごみの積み替え作業の様子

区が収集する粗大ごみを大型車に積み替える施設です。資源化が可能な金属類や木製家具はピックアップ回収しています。

所在地	芝3-2-14
敷地面積	292.85 m ²
構造	鉄骨プレハブ造平屋 延床面積 29.16 m ²
完成年月	昭和37（1962）年3月

6 | 港清掃工場



区が収集する可燃ごみを中間処理（焼却）する施設で他区の可燃ごみや民間事業者の持込ごみについても受入れを行っています。

ごみを燃やす際に発生する熱で発電を行っているほか、焼却灰の一部はセメントの原料等にリサイクルし、埋立処分量の削減にも取り組んでいます。

所在地	港南5-7-1
敷地面積	約29,000㎡
処理能力	1日900t(300t×3炉(1炉は予備))
完成年月	平成11(1999)年1月

7 | 京浜島不燃ごみ処理センター



区が収集した不燃ごみを中間処理する施設です。

不燃ごみの容積を減らすために破碎を行い、資源となる鉄やアルミニウムを機械選別で取り出して回収しています。

所在地	大田区京浜島3-7-1
敷地面積	約46,000㎡
処理能力	8t/時間×4系列
完成年月	平成8(1996)年11月

8 | 粗大ごみ破碎処理施設



区が収集した粗大ごみを中間処理する施設です。

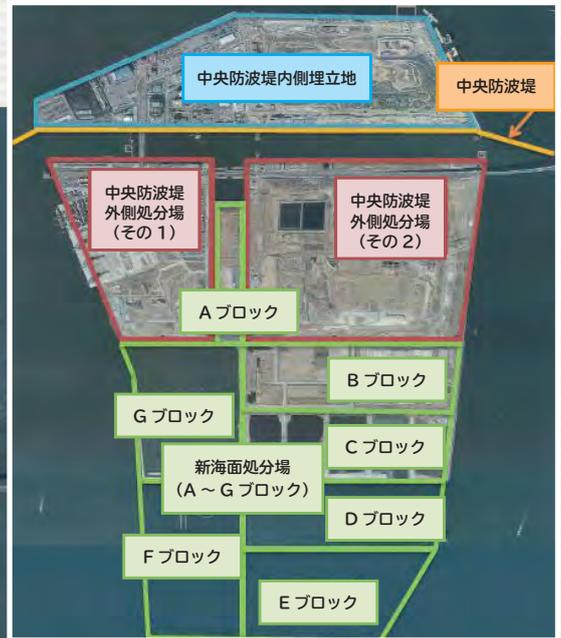
粗大ごみは、可燃性のごみと不燃性のごみに分けてから、容積を減らすために破碎処理を行います。破碎後は、金属類を機械で選別し回収しているほか、焼却可能なものは、清掃工場で焼却処理を行っています。

所在地	江東区海の森2-4-79
敷地面積	約33,000㎡
処理能力	32.1t/時間×2系列
完成年月	昭和54(1979)年6月

9 | 中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場

清掃工場や不燃ごみ処理センターなどで中間処理を行ったごみを埋立処分する施設です。中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場は、港区を含めた特別区が使用できる

最後の埋立処分場であり、できるだけ長期間にわたって使用していくため、特別区が連携して、ごみの減量と資源の循環利用を推進する必要があります。



埋立処分場の名称
提供：東京都環境局

埋立処分場の様子

(令和2年度撮影)
提供：東京都環境局

【中央防波堤外側埋立処分場】

所在地 江東区海の森3丁目地先
敷地面積 約1,990,000㎡
使用開始 昭和52(1977)年10月

【新海面処分場】

所在地 江東区青海3丁目地先
敷地面積 約3,190,000㎡
使用開始 平成10(1998)年12月

SDGs とは

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12（2030）年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。

17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、普遍的なものとして世界で取組が進められています。

本計画と関連の深い SDGs のゴールと廃棄物分野での取組

<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>食品ロスを削減し、社会全体での食料・エネルギー損失を減少させます。</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>製造・消費それぞれの段階で発生する廃棄物の発生抑制の徹底、再利用・再生利用の促進により、持続可能な生産消費形態を確保します。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>安定的・効率的なごみ処理を維持・継続し、全ての人々の健康的で快適な生活を確保します。</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>気候変動及びその影響を軽減するため、ごみの減量や資源化の促進により、ごみ処理の効率化や温室効果ガスの削減に努めます。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>ごみの減量や資源化についての情報発信や学びの場の提供をとおして、幅広い世代でごみ問題への理解を深めます。</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>ごみの発生抑制・適正処理をとおして、海洋プラスチック問題による海洋・海洋資源への影響を防ぎます。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>ごみの減量と資源化の促進により消費と生産における資源効率を改善させ、持続可能な経済成長と環境保全の両立をめざします。</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>ごみの発生抑制・適正処理をとおして、陸域生態系の保全・回復・持続可能な利用をめざします。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>事業者に対して資源利用効率向上を働きかけ、持続可能な産業の促進及びイノベーションの推進を図ります。</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>区民・事業者・区のパートナーシップを推進し、ごみの減量・資源化の目標達成をめざします。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>安全で快適な暮らしを維持するため、適正かつ強靱な廃棄物処理体制を構築します。</p>		